

# 監 査 報 告 書

2011(平成23)年5月13日

学校法人 桃山学院

理 事 会 御中

評議員会 御中

監事 岸 脇 淳 介 印

監事 木 下 洋 一 印

監事 長 谷 川 洋 一 印

私たち学校法人桃山学院の監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人桃山学院寄附行為第14条の定めに基づき、平成22年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の学校法人の業務及び財産の状況を監査いたしました。その結果につき下記のとおり報告いたします。

## 1. 監査方法の概要

監事は、理事会その他内外の重要な会議に出席するほか、理事から事業の報告を聴取するほか重要な決裁書類等を閲覧し、主要な関係部署において業務及び財産の状況を調査しました。

さらに、会計監査人（仰星監査法人）と連携をとり、計算書類につき検討を加えました。また、監事は監査室の定例会議にも出席し、必要な情報交換を行いました。

## 2. 監査の結果

(1) 学校法人の業務に関しては、不正の行為がなく、かつ、法令及び寄附行為に違反する重大な事柄は認められません。

(2) 資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、法令及び寄附行為に従い法人の財産及び資金・消費収支の状況を正しく示しているものと認めます。また、収益事業に係る損益計算書及び貸借対照表も正しく記載されていることを認めます。

以 上